

北広島市行財政構造改革の実行計画(素案)への市民意見募集結果について

平成 17(2005)年 10 月

【募集期間】 平成 17 年 6 月 1 日～30 日(30 日間)

【提出意見】 5 人と 1 団体から 50 件の意見をいただきました。

(郵便:1 人、ファックス:1 人、電子メール:2 人と 1 団体、持参:1 人)

【募集結果】 いただいた意見をもとに、素案の 3 項目を修正し、新たに 2 項目を追加しました。

(項目の修正: 6、14、21 項目の追加: 30、46)

提出された意見の概要と市の考え方は、次のとおりです。

【担当】 企画財政部 行財政改革担当(内線 771)

1 - (1) 政策評価の実施

	意見の概要	市の考え方
1	政策評価については、市民全体に奉仕する立場で、市民の声を十分に聴きながら実施してほしい。	現在の政策評価は、市民の目線で事務事業を根本的に見直すこと、及び、担当部局とのヒアリングや評価指標のデータなどから市民ニーズを把握することを基本として実施しています。しかし、行政内部だけによる評価では客観性の点で十分とはいえないことから、平成 19 年度から「外部評価(市民等による評価)」を導入したいと考えています。
2	【素案 3 外部評価の導入】 市民等による外部評価制度を導入するにあたっては、市民公募による委員会形式を設置し、多様な市民の考えを反映させるために、委員会の構成員を少なくとも 100 人を超える規模としてほしい。	導入予定の外部評価は、ある程度専門的な視点で、市の内部評価結果の点検などを行うことを考えていますので、当面は比較的少人数の組織を想定しています。
3	【素案 4 公共施設評価の導入】 公共施設評価でも、市民公募による委員会を設置し、委員会の構成員は 50 人を超える規模としてほしい。	導入予定の公共施設評価は、公共施設の利用状況や施設運営経費などを詳細に分析・評価し、管理運営の改善や施設の今後のあり方などに反映していくためのものです。公共施設評価の際の外部評価については、上記 2 と同様に考えています。

2 - (1) 市民参加の推進

	意見の概要	市の考え方
4	ラブホテル建築規制条例の策定過程は、「市民と協働で策定する」という点では不十分であった。この条例に関連して採択された陳情では「条例の適用にあたって、当該地域の住民の意向が直接反映されるような仕組みを盛り込んでいただくことも合わせてお願いいたします」となっている。この課題を具体的な目標に明記し、できるだけ早期に推進してほしい。	<p>実行計画の「市民参加条例等の策定」という改革項目は、市民参加を制度化するため、策定段階から市民とともに条例等を検討するという内容となっています。</p> <p>ご意見にある陳情への対応につきましては、行財政構造改革の取り組み事項とは位置づけていません。今後も、担当部局がこれまでの経緯を踏まえ、適切な対応を行っていきます。</p>
5	これからの自治体のあり方として、首長・議会の執行権と議決権（代議制）に加えて直接民主制の具体的なかたちとして市民参加・協働が加わり3つのセクターが鼎立（ていりつ）する新しいシステムの登場が期待される。しかし市民参加・協働を行うためには、前提となる情報の共有を含め「費用」と「時間」が必要であり、たいへんなコストがかかることを確認し、認識を新たにしてほしい。	<p>自分たちのまちのことは自分たちで決める地方分権の時代になり、行政が市民とともにまちづくりを進めていくためには、市民参加・協働の仕組みづくりは重要な課題です。</p> <p>その前提となる市民との情報の共有や、市民参加・協働に要する時間や費用の増加は、新しい仕組みづくりには必要なことだと考えています。</p> <p>市民参加・協働については、今後積極的に推進していくこととしています。</p>
6	<p>〔素案 5 市民参加条例等の策定〕</p> <p>策定のプロセスにあたっては、審議組織を設置するのと並んで、行政職員、市民、NPO等とのワークショップを開催し、ワークショップの意見を審議組織に反映させて住民自らが条例等を創り出す契機を導入してほしい。</p>	<p>項目の修正</p> <p>市民参加条例の策定は、新たに設置する市民委員会を中心として条例素案を検討するとともに、広く市民意見を求めながら進めていきたいと考えています。</p> <p>この趣旨を的確に表現するため、素案 5 の実施内容を一部修正します。</p>

2 - (2) 情報の共有化

	意見の概要	市の考え方
7	素案 9（行政情報の積極的公表）、10（ホームページの充実）、11（市民要望、よくある質問などの公表）、12（予算編成過程の情報の公表）、13（会議録等の迅速な公表）は積極的に進めてほしい。	市民と行政が協働してまちづくりを進めるためには、「情報の共有化」は重要な事項ですから、これらの改革項目を積極的に実行していきます。

8	<p>【素案 10 ホームページの充実】</p> <p>市民への充実と並んで、北広島市に転入を検討している人々へのサービスとして、市民生活に密接に関わるURL（公共施設、観光施設、環境情報、住宅情報、交通アクセス、就職求人、学校、病院、商業施設等）を積極的にリンクさせてほしい。</p>	<p>今後は積極的にリンクを広げることを含めて、ホームページを充実していきます。なお、「Web サイトリンク基準」をホームページに掲載していますので参考にしてください。</p>
9	<p>【素案 12 予算編成過程の情報の公表】</p> <p>基本的情報である予算金額には、億、万等の単位をつけてほしい。行政が作成する市民向けの文書全体についても、数字だけが並ぶのは市民にとって分かりにくい。</p>	<p>行政情報の公表にあたっては、見る側に立った分かりやすさを重視すべきだと考えていますので、今後は、ご意見の趣旨を踏まえて、市民に分かりやすく公表していきます。</p>

2 - (3) 協働の推進

	意見の概要	市の考え方
10	<p>協働とは何かという理念の議論に十分な時間をかけて、行政と市民双方が納得のいく協働理念を提示し、これを踏まえて、協働のルールを作り上げてほしい。</p>	<p>協働の理念について市民の皆さんと十分な議論をした上で、協働の指針を策定したいと考えています。</p>
11	<p>縦割り行政の弊害を除くため協働に関して一元的な対応ができる組織横断的な市民協働推進室などのような部門を新設してほしい。</p>	<p>これからの行政組織は、どの分野でも、縦割りではなく横断的に業務を行わなくてはなりません。素案 85「行政組織の改編」を具体的に実行する際に、協働に関する事務の担当を明確にし、横断的に業務を遂行していきます。</p>
12	<p>協働に関する基本的な認識及び推進中もしくは検討中の業務計画との整合性を行政内各部門で整理・検討・議論し、協働に関する全庁的な認識の統一を図ってほしい。</p>	<p>協働を推進するためには、市職員が協働のあり方について理解を深めるとともに、各部署が担当業務における協働について検討することが必要です。今後、市役所内の認識の統一を進めていきたいと考えています。</p>
13	<p>NPO等の市民活動団体が協働事業に参画することを資金面で支援するために、個人市民税納税者が支援したい団体をひとつ選び、個人市民税額の1%相当額を支援することができる条例を制定してほしい。</p>	<p>「市民税の1%相当を市民活動の支援等に使う制度」の制定については、素案 14「公益活動団体との協働の指針策定」に合わせ、総合的に検討したいと考えています。</p>

14	<p>[素案 14 公益活動団体との協働の指針策定] 策定のプロセスにあたっては、行政職員、市民、NPO等とのワークショップを開催し、協働を担う関係者自らが指針を創り出す契機を導入してほしい。</p>	<p>項目の修正</p> <p>協働の指針策定は、NPO等の公益活動団体や市民など協働に関連の深い委員で構成する（仮称）協働推進懇談会を中心として、広く市民からの意見を求めながら進めていきたいと考えています。</p> <p>この趣旨を的確に表現するため、素案 14 の実施内容を一部修正します。</p>
15	<p>[素案 15 公益活動団体の活動の場の確保] 各公益活動団体とも予算面などを含め、活動の場の確保に苦労している状況にある。団体間のコミュニケーションが取れるよう、同一施設内で、駐車スペースがあり、できるだけ中心街での活動の場の確保についてクラス縮小された空き教室を利用するなどの具体策を早急にとってほしい。</p>	<p>公益活動団体への支援方策として重要な「場の確保」を 19 年度に確実に実施できるよう、早急に（仮称）協働推進懇談会を立ち上げ、課題について積極的に議論していきたいと考えています。</p>
16	<p>実施時期を平成 18 年度に早めるよう、措置してほしい。</p>	
17	<p>[素案 16 公益活動団体への業務委託の推進] 市民活動団体の全面的な把握を行い、実績、体制などを十分チェックし業務委託先を決定してほしい。</p>	<p>公益活動団体を支援するためにも、団体への業務委託を推進していきます。委託にあたっては、今後も北広島市契約規則に基づき適切に遂行していきます。</p>

3 - (1) 補助金の見直し

	意見の概要	市の考え方
18	<p>発足当初の機能が失われているようなものに限っていえば、適切な判断での改善が望まれる。</p>	<p>補助金の見直しについては、補助金の開始当時とは社会環境が異なるもの、当初の目的を達成しているものなどは廃止等を検討するとともに、すべての補助金に3年間の補助期間を設定し、全体的な見直しを実施していきます。</p>

3 - (2) 負担金等の見直し

	意見の概要	市の考え方
19	<p>[素案 27 各種協議会等への加入の見直し] 一般的に賛成である。</p>	<p>各種協議会の加入については、これまでも随時見直してきましたが、今後も引き続き加入の効果等を検証していこうと考えています。</p>

3 - (3) 受益者負担の見直し

	意見の概要	市の考え方
20	<p>受益者負担の見直しにあたっては、市民・住民の福祉に寄与するという基本目標にそって、一般社会での商取引や経営理念での「コスト」意識を機械的に適用することなく、市民・住民の声を聞いて、また英知を出してもらい適正に実施してほしい。弱者・お年寄り、子ども、幼児、児童、学童、及び教育には暖かい配慮を欠かさないようにしてほしい。</p> <p>特に、素案の 29、 30、 32、 33、 34、 35 には反対である。</p>	<p>これまで原則無料としてきた地区住民センターやパークゴルフ場などの施設の利用率については、利用している人と利用していない人との負担の公平の観点から、利用者（受益者）に一定の負担をお願いしようとするものです。</p> <p>今後いろいろな受益者負担を実施する際には、ご意見にあるように経済的な弱者や子どもなどへの配慮を欠かさぬよう、また施設利用の状況や経費の内容などの基本的な情報を明らかにしながら、市民の皆さんと十分協議して実施していきたいと考えています。</p>
21	<p>〔素案 31 家庭ごみの減量化・有料化〕</p> <p>家庭ごみの減量化について、実現可能で具体的な方策を市民に提示してほしい。また、有料化に際しては徹底したごみ分別化を同時に導入してほしい。</p>	<p>項目の修正</p> <p>一般廃棄物処理基本計画の減量化・リサイクルの目標を達成するために、現在、生ごみの堆肥化の促進、集団資源回収の強化、容器包装ごみの分別徹底など具体的な取組みを進めています。これらの方策について、今後も広報紙や分別説明会等で周知、啓発を図っていきます。</p> <p>また、ごみの減量化を進めるためには、徹底したごみの分別も必要だと考えていますので、素案 31 の実施内容を一部修正します。</p>
22	<p>家庭ゴミの減量化には大いに賛成だが、有料化は慎重に、極力有料化しない努力をお願いする。市民の家庭ゴミ減量化の成果が確認できるよう、減量努力の結果としての収益の増加や支出の減少を明らかにして、有料化をしなくてもいい部分を実際に提示し、市全体で成果をはかるようにしてほしい。</p>	<p>各年度におけるごみの排出量、資源化量、処分量、処理に要する費用、資源売払い収入、処理手数料収入などを分かりやすく整理し、減量努力の成果について公表していきたいと考えています。</p>
23	<p>集団回収の拡大や生ごみの減量などにより、成果を確認できるシステムの構築も大事であると考えます。</p>	<p>ごみの減量化と資源化を推進するため、自治会や子ども会等による集団資源回収を奨励しており、資源回収量に応じて奨励金を回収団体に交付しています。今後も資源回収の拡大に努めていきます。</p> <p>生ごみの減量については、生ごみ堆肥化容器購入費の助成、段ボール箱による生ごみ堆肥化の促進など、生ごみの減量化施策を進めるとともに、その成果は、広報紙などで公表していきます。</p>

4 - (1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築

	意見の概要	市の考え方
24	「行政サービスの向上」は、職員各位の市民全体への奉仕の精神に裏打ちされた誠実さ、人間性が大切です。この点の修養をお願いしたい。	市民の信頼に応えられる公務員として、誠実さや人間性が大切であることは、ご意見のとおりだと考えています。 本市では、これまでも、職務遂行能力向上のための研修のほか、公務員としての責務や使命感といった基礎的能力向上研修や、公務を離れた実体験により職員意識を変える刺激を与え、新しい発想を生み出すきっかけとなる民間派遣研修を含めて「職員の資質向上と意識改革」に努めてきており、今後ともこの取組みを強化していきます。
25	職員がマニュアル的に市民に接するのではなく、人間的に接するうえでの修養(鍛錬)を重ねてほしい。そのことの指導・研修が大切ではないかと考える。	
26	市民に対して誠実に対応するため、地方自治法の基本、地方公務員の本分にそっての修養を切に求める。	
27	電子自治体の構築は、効率・能率向上の一つの有力な方法として、重視することには賛成である。ただし、それは手段であり一面的に目的化しないでほしい。一人一人の市民を大切にしてほしい。	市民の皆さんと対話する時間を大切にするためにも、業務の効率と能率向上を図り、限られた人員とその時間を有効に使っていく必要があると考えていますので、新たな個別システムの構築よりも、総合的に考えて市民にとって有効かどうかという視点で具体的な改革を進めていきます。

4 - (2) 民間活力の導入など

	意見の概要	市の考え方
28	民間活力の導入については、慎重に審議を重ねてほしい。導入が適切に実施される場合でも、行政が「行政そのものを外注する」ことで責任放棄にならないよう、市民からのモニタリングやチェック機能を保持してほしい。 また、市職員一人一人の指導能力や責任感の向上を図ってほしい。	業務の民間委託や民営化、指定管理者制度の導入などは、サービスの低下を招かないことを前提としていますので、具体的な実施にあたっては、慎重に対応するとともに、導入後は、職員の能力向上を含めて適切に事業管理等を実施していきます。
29	指定管理者の選定にあたっては、コスト至上主義ではなく、地域社会の活力向上、市民の自治能力の強化、地域の雇用環境の改善などの観点に充分配慮した上で指定管理者制度を運用してほしい。	指定管理者の選定にあたっては、施設の設置目的や性質・機能などに応じて定める応募資格や選定基準に照らして総合的に選定します。 特に、地域に密着した施設等では、地域の実情等を考慮して指定管理者を選定することも考えています。

30	<p>【素案 65 芸術文化発表支援事業の見直し】</p> <p>市はあまり手をつけていない状況にあると思う。NPOなどを仲介して文化団体の横断的なネットワーク体制を作り、活動を支援する見直しの方策をとってほしい。</p>	<p style="text-align: center;">項目の追加</p> <p>文化団体の横断的なネットワーク体制は、各団体の個性の違いなどから、現状のままでは、実現が難しいのが実態です。</p> <p>今後は、市民の文化活動はもとより、スポーツ・レクリエーション活動、学習活動などを全般的に支援する基盤として（仮称）生涯学習振興会を各地区に育成したいと考えています。</p> <p>この中で、生涯学習や地域づくりに関連する団体のネットワークづくりをめざしたいと考えていますので、実行計画の新たな項目として「生涯学習振興会の組織づくり」を追加します。</p>
31	<p>【素案 67 広報紙作成の委託等】</p> <p>市民参加・協働の精神を貫くには「地区駐在員」等を設置し、委託するにあたっては実績や体制等を十分チェックし委託先を決定してほしい。</p>	<p>市民が望む情報を分かりやすく伝え、市の課題等について市民と行政が情報を共有するためには、広報業務における市民参加・協働の体制を整備することが重要だと考えています。</p> <p>また、「ふれあい通信」（市民の情報掲載コーナー）は、掲載記事の増加や記事内容の適正などの問題が生じており、コーナーそのもののあり方を検討する必要があると考えています。</p>
32	<p>【素案 67 広報紙作成の委託等】</p> <p>広報の15日号は市民への情報発信が主たる目的なので、市民が手がけることが理にかなっている。現状では市民からの情報掲載回数に制限があるが、一定の掲載回数を超える場合は有料にする「広告的掲載」をすることで、広告収入によりページ数を増やすことができ、ページの増加など柔軟な対応が可能となる。</p>	<p>広報紙の作成発行業務の委託にあたっては、委託先はもとより編集体制や紙面構成を十分検討した上で実施していきます。</p>
33	<p>【素案 67 広報紙作成の委託等】</p> <p>広報紙の編集については、市民編集委員会を新たに設置し、従前の行政から市民への情報のみならず、市民編集委員会を通じて市民から行政への政策提案を掲載するべきだと考えることから、市民協働型が望ましい。</p>	

34	<p>〔素案 69・78・80 総合体育館・図書館・芸術文化ホールなどの委託等〕</p> <p>管理を行政が行っている現状は、行政の枠にはめた固定的管理運営を行っていることから、不便と不満が出ているのが実態である。市民の手に施設の管理運営を委ねるならば、休館日の廃止、施設開放期間の年中無休や、開館時間と閉館時間の固定を廃止して利用者ニーズにそった利用時間帯を設定するなど、市民の要望に答えることが可能となる。</p>	<p>市民ニーズにそった施設運営は、公共施設における究極のテーマです。当然、行政直営での限界もあることから、指定管理者制度の活用や市民参画の運営、NPO法人への委託など、色々な手法を検討し、要請に応えたいと考えています。</p> <p>施設によって抱える課題の違いはありますが、比較的共通している課題として次の事項を含めた検討をしています。</p> <p>開館時間の拡大 休日開館に伴う開館日の拡大 施設の維持管理費のスリム化</p> <p>一方、どんな目的施設においても、一定の施設水準を確保し、どの様な利用に対しても公平であるためには、一定の運営ルールと利用ルールが必要であり、市民の皆さんの協力が不可欠だと考えています。</p>
----	---	---

4 - (3) 簡素で効率的な行政組織

	意見の概要	市の考え方
35	<p>人のケアに関わる分野には、人手は必要である。市民にとってのムダな部分の削除との関係で、十分審議し、機械的な断行はしないでほしい。</p>	<p>行財政構造改革の目標は、単なる人員削減や事業の見直しではなく、効率的・効果的な行政の推進により、市民サービスを向上させることですので、その趣旨を十分考慮して行政組織の改編にも取り組みます。</p> <p>素案 88「職員数の削減」につきましては、行財政構造改革を着実に実施しながら、目標を達成していきます。</p>
36	<p>市民と接する部分の職員を大切にされ、能力向上、適正配置、適正指導などを強めるために、管理職部分への厳しい査定が必要かと考える。</p>	<p>市民ニーズの多様化・複雑化や地方分権の進展などにより、管理職の役割は組織の中で重要な位置を占め、職責がより大きくなってきています。</p> <p>人事評価制度(査定)の導入につきましては、どのようにして職員一人ひとりの能力や意欲を引き出し、活用していくかが人事管理上の大きな課題となっていることから、管理職だけを対象とするのではなく、若い職員を含めた全職層を対象として検討していきます。</p>

37	<p>【素案 85 行政組織の改編】</p> <p>市民の意見を求める姿勢が理事者にあっても、担当窓口の者がその案件について意見をきかない例があったりする。苦情など何でも相談窓口のようなポストがあってほしい。</p>	<p>市民からの要望、意見、苦情、相談等については、まちづくり推進課が窓口となって対応しています。</p> <p>今後は、素案 52「職員の接遇の向上」や 11「市民要望、よくある質問などの公表」を実施するとともに、市民の要望等に的確、迅速に対応するための取組みを進めていきます。</p>
----	--	--

4 - (4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

	意見の概要	市の考え方
38	<p>人数削減のみを自己目的化するような表現は改めてほしい。職員を減らすことなく、行政の実施内容を今の 30%増すことができないかなど、十分議論を尽くしてほしい。地方公務員が特権的に優遇されているならば、根本的に改善してほしい。</p>	<p>行財政構造改革は、単なる人員削減や事業の見直しではなく、効率的・効果的な行政の推進による市民サービスの向上を目的としていますので、その趣旨を十分考慮して取り組んでいきます。</p> <p>職員数の削減は、特に重要な改革項目ですから、実行計画に削減数を明示することは必要だと考えています。</p> <p>また、職員の給与等につきましても見直しを実施するとともに、市の人事行政の運営状況を市民に公表し、公平性及び透明性の確保に努めます。</p>
39	<p>【素案 88 職員数の削減】</p> <p>平成 18 年度以降の収入に対する人件費の割合を、平成 17 年度の率 36.2%以下となるようにすべき。</p>	<p>財政危機に直面する中、人件費の抑制は健全な財政運営にとって重要な課題です。職員数の抑制、人件費の削減には、これまでも情報化や民間委託等を推進しながら取り組んできており、職員の給与等についても、国等の状況を見ながら見直してきました。</p> <p>今後も、職員数については、市民サービスの低下を招かないよう職員の年齢構成等のバランスに配慮しながら、定員適正化計画により数値目標を設定し削減に努めていきます。</p>

4 - (5) 人材育成の推進

	意見の概要	市の考え方
40	事務管理がどのように行われているのかを知りたい。	現在、各部課では、事務や事業ごとに年間スケジュールを組み、毎月の課内会議などで詳細な日程を確認し修正しながら、管理職が中心となって事務事業の進行を管理しています。
41	民間企業では事務管理、営業管理、労務管理のソフトが開発され活用されていると聞く。職員一人ひとりが日々の事務処理、会議、時間外勤務等の予定表を毎月作成し、事務処理の状況を把握することによって、よりの確な改善、指示をすることができるのではないか。	<p>今後は、素案 95「目標管理手法や人事考課制度の導入」を具体化する際に、職員個人の能力を最大限に引き出し、発揮させるための方策についても検討していきます。</p>
42	<p>[素案 95 目標管理手法や人事考課制度の導入]</p> <p>人事評価は、民間の一部で導入されている上司、同僚、部下による 360 度評価も検討してほしい。</p>	<p>職員の意欲を高め、職員の能力を最大限に引き出し、発揮させるためには、公平公正で客観性のある人事評価制度の導入などが必要と考えています。</p> <p>制度導入にあたっては、国及び地方の公務員制度改革の状況を見極めつつ、「360 度評価」の検討も含めて、市の実情にあった人事制度の構築に取り組んでいきます。</p>
43	主査以下の職員全員が、年間 3 件以上の改善提案をする制度を導入してほしい。提案項目は、合理化・省力化を重点とし、提案採用後に表彰を行う。	<p>現在、市が実施している職員提案制度は、市政全般の事務事業について職員の建設的な提案を奨励し、公務能率及び市民サービスの向上並びに職員の事務改善に対する意欲の高揚を図ることを目的としており、職員の自発的な提案により組織全体の改善につなげていくことを目指しています。</p> <p>今後は、職員の参加意欲を醸成し、一層の事務改善を進めるため、職場単位での提案や取り組みなどを検討していきます。</p>

4 - (6) 各種業務等の改善

	意見の概要	市の考え方
44	<p>【素案 101 小・中学校の適正配置等】</p> <p>平成 20 年度小学校で一部実施すると書かれているが、中学校の適正配置は検討されていない。</p> <p>実施するまでに3年もの時間がかかるのなら、子どものことを考えて、市は今すぐ対応していくべきではないかと思う。中学校の検討を先送りするメリットは何なのか。実行計画に入れてもらえないのか。</p>	<p>全市的には、地域間格差の広がり、小学校において顕著であり、また、学校の配置見直しは子どもの環境を大きく変えることになり、慎重な対応が必要ですから、当面、小学校の適正規模・適正配置に限定し、教育委員会が「北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会」に諮問したところです。</p> <p>なお、小学校の審議と並行して、中学校の小規模校の教育への影響について内部検討していくことにしています。</p>
45	<p>【素案 101 小・中学校の適正配置等】</p> <p>平成 16 年第 4 回定例議会で採択された「西の里のホテル AVA の営業の正常化を求め、正規のビジネスホテルとして営業させることを求める陳情」の内容について、行政としての責任実施、市民への定期報告を行ってほしい。</p>	<p>ご意見にある陳情への対応につきましては、行財政構造改革の取組み事項とは位置づけていません。今後も、担当部局がこれまでの経緯を踏まえ、情報公開など適切な対応を行っていきます。</p>
46	<p>内部告発のルールを作ると同時に、告発先は外部の機関による内部告発制度の導入が必要ではないか。</p>	<p>項目の追加</p> <p>市の職務遂行において、行政の透明性をより高め、市民から信頼される市役所をつくるためには、内部通報制度等の導入も含めた法令遵守体制の充実が必要だと考えていますので、実行計画の新たな項目として「コンプライアンス（法令遵守）体制の充実」を追加します。</p>

4 - (7) 事務事業評価結果による見直し

	意見の概要	市の考え方
47	<p>事務事業評価結果による見直しについては、福祉の実質的な切り捨て、弱者への配慮の切り捨てになる場合は、反対である。十分に関係者の声を聴いて慎重に審議してほしい。</p>	<p>事務事業評価結果による見直しは、より効果的な施策へと転換するために、これまでの経過や社会状況の変化を踏まえ、一定役割を終えた事業などについて改善や廃止を行うものです。これらの見直しを通して、行財政構造改革全体の効果を高めることにより、市民福祉を増進していきます。</p>

5 行財政構造改革の全般について

	意見の概要	市の考え方
48	<p>行財政構造改革では、市民全体に奉仕する立場で、また弱者には常に暖かい配慮をもって、一市民の声でも、十分聞き取る姿勢が肝要である。長期展望にたったの市民との協働、市民の意見尊重の市政こそが大事であると考える。</p>	<p>市民と行政の知恵や力を結集し、ともにまちづくりを進める関係を築くため、「市民参加・協働の推進」を実行計画の基本目標の一つとして掲げています。この基本目標に位置づけた改革項目を確実に実行することにより、市民の皆さんとともに市政を運営していきたいと考えています。併せて、市民への親切な対応ができるよう、職員の資質向上を図っていきます。</p>
49	<p>実行計画を確実に実現するために、次の事項を実施してほしい。</p> <p>改革項目の担当課、担当者を明確にする。</p> <p>一部実施、実施の内容を決めた点数表を事前に作成し、その点数を人事評価につなげる。</p> <p>実施完了まで担当職員の異動を保留する。</p>	<p>実行計画の改革項目を確実に実施するため、毎年度、進行状況を市民に公表するとともに、意見を求めていきます。</p> <p>改革項目は、部や課が組織として責任を持って実現していきます。なお、担当職員の異動による業務の停滞等が起きないように、職員配置には十分配慮して対応していきます。</p> <p>また、職員の評価は、素案 95「目標管理手法や人事考課制度の導入」に取り組む際に、あわせて検討します。</p>
50	<p>改革の取組事項で重要事項を列挙すると次のとおりである。</p> <p>行政運営システムの改革の推進 = 職員数の削減ほか（素案 88～108）</p> <p>市民参加・協働の推進 = IT時代にふさわしく（素案 8～13）</p>	<p>ご意見をいただいた改革項目を確実に実行することにより、行政運営システム改革や市民参加・協働を推進していきます。</p>